

生活困窮者支援にかんする公開質問状に対する
「林 ひろき」からの回答書

Q1

生活困窮者への施策全般について

Q1-2

奥山市政における困窮者・世帯施策が過去4年前より進んだと思われますか？

1. 前進した
2. どちらかといえば前進した
- ③. どちらかといえば前進していない
4. 前進していない
5. どちらともいえない
6. その他

【具体的な選択理由】

ホームレス対策等において現状近年についてはその総数が縮減していないこと、並びに生活保護等が手当てされた人数も微増してはいるが、内容を観察するに震災後の不況を理由とした扶助（生活扶助）や高齢化などにより増加したであろう扶助（医療扶助・介護扶助）が増加の主な理由であると考えられ、実質的には対応の拡大ではなく単に自然増であるのとらえるのが正解である。生活扶助などは就労支援等での対応をさらに進めることが必要であると考えます。

Q1-3

これからの4年間で困窮者・世帯施策を進めていく考えはありますか？

1. 大いに前進させていく
- ②. 前進させるつもりである
3. 現状程度で実施していく
4. 優先順位としては低い
5. どちらともいえない
6. その他

【具体的な選択理由】

進めていくべきであると考えます。しかしながら、社会福祉関連費用に投下できる税金は無尽蔵ではなく、その増加に歯止めをかけていくための施策もまた必要であると考えます。具体的には、仙台市における就労環境を改善するための施策の実施並びに上記した就労支援の強化、病気を予防するとともに、健康寿命を延伸させるための施策を充実させ、要扶助の前段階での対策をとっていくべきと考えます。

Q2

生活困窮者自立支援制度による生活・就労支援の相談対応について

ワンストップ窓口の設置・対応は相談に関わる手間等の削減に資するものではあると考えます。しかしながら、近年においては改善されてきたとはいえ、やはり扶助の相談は難解であるとともに相談しづらい状態にあることは否めないと考える。適正で必要な保護を受ける権利にかんし、改めて認識をすべきであると考えます。国の支援を待たなければならない

点も多く、制度の拡充を求めていきたい。

また、昨今の就労環境の変化に伴い、特に IT 等の専門知識の習得支援が必要であり強化をしていくべきであると考え。

Q3

子どもの貧困にかんする施策について

全国的に問題が顕在化してきている子供の貧困の問題は、近年の不況の長期化に伴う賃金の低下・非正社員化・男女間の賃金格差・市民における結婚観の変容等様々な要因が複雑に絡んでおり、その解決は極めて難しいものと言わざるを得ない。しかしながら、子供の貧困は、当然のことながら当該子供たちの責任ではなく、子供たちは等しく健康な生活を送る権利を有することは論を待たない。民間で行われている「こども食堂」等に対する支援や、シングルマザー・シングルファザーに対する住宅支援・保育に関する支援等を充実していくべきであると考え。

Q4

東日本大震災における被災困窮者への施策について

震災による被災にたいしての支援はその金額的ボリュームは確かに大きなものであり、全国の皆様に感謝を申し上げるところであるが、その実質的な配分については偏りも多く、光の当たらない被災者の方々も多い。特に、実際に不動産等を所有せずに生計を立てられていた場合などにおいては、その生計を回復するための支援は受けられないケースが過半であったと言わざるを得ない。今後は、被災により困窮を託すことにはなつたけれど、再建の意欲のあるの方々に対し、きめ細かい支援制度を構築していくべきと考え。

また、災害公営住宅等への移転に伴い既存のコミュニティを失ってしまった方に対する、個別支援も検討すべきと考え。訪問型支援制度などにより、孤独死や引きこもりによる健康阻害等をなくしていく施策が必要であると考え。

Q5

基本的人権である生活保護受給の権利について

健康で文化的な生活を営む権利は、憲法により定められた国民が当然有する権利です。保護を必要とする国民に等しく適用されることは当然であると考えます。しかしながら、実際には財源には上限があり、例示頂いた 848 万世帯すべて、現状の 5 倍強を賅っていくことは簡単に達成できるものであるとはいいがたい。これもまた国における対策を待たざるを得ないが、大切なことは景気の回復を促し国民の所得を上げて、要生活保護世帯の絶対数・絶対割合を漸減していかなければならないものと考え。

Q6

生活困窮者自立支援法にかんする取組みについて

下記 Q7 と一緒にご回答させていただきます。

Q7

行政による課を越えた連携支援のあり方について

「仙台市生活自立・仕事相談センター ワンステップ」での対応のみならず市民に周知していく施策は当然必要であると考えます。障害・失業・介護など、すべての状態における相談者は、交通費等費用面における負担はもちろんのこと、相談そのものに関わる精神的負担並びに相談時間の確保等物理的な負担も大きなハードルとなっていることを鑑みる必要がある。縦割りを越えた対応を可能とする方策を検討していきたいと考えます。

Q8

生活困窮者の早期発見への取り組みについて

Q6Q7に対する回答と重複するが、生活困窮者のみならず病気や引きこもり等早期発見が必要な課題は数多くあり、また早期発見・早期対策を促すことにより必要な費用を縮減できるケースが多いものと考えます。必要なものは必要として、今後はむしろ箱物を設置する方策より出来得る限りソフト的対応によるべきであると考えます。IT機器の活用や、地域見守り制度、訪問型相談員・職員の拡充等により早期発見・早期対策を実現していきたい。

Q9

フードバンク活動支援助成について

まずは何より、添付いただきましたご報告書ご記載のとおり、社会的に多くの意義のあるご活動に対し、一市民として改めて感謝と敬意を表明させていただきます。

また、当質問内にご記載のとおり、国民市民に対する、特に子供に対するセーフティネットの構築は、少子高齢化等の問題とも相まって国・地方自治体が対応すべき喫緊の課題であると考えます。

また地球温暖化や国際的な食糧問題に対する、市民の皆さんへの啓発・啓蒙活動もまた、大変意義深いものであると考えます。

市政を担う立場を許されたとき、どのような対応が可能か恐縮ながら自らの知見が未だ足りていないことをお詫びします。税制の緩和適用や寄付金の取扱いの優遇措置、広報活動への助成等、すべきこととできることと多々存するかとは存じますが、現場におられる皆さんのお声をお聞きしながらお知恵をお借りして対応を考えていきたいと考えます。

以上